

連休中（4/28～30，5/3～6）の交通事故処理について

1. ご契約車両で連休中に交通事故に遭われた場合は、連休明けの5/1（火）又は5/7（月）に「事故発生状況報告書」をFAXで送付してください。
2. ①死亡又は人身事故の場合、②相手側からの代車や休車補償等の要求があった場合、必ず次までご連絡ください。（その他ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。）

携帯電話番号；090-5027-6290（担当；山下）

※ ただし、査定専門員による対応（相手のけがの状況の確認、相手車の破損状況の確認等）は連休明けの5/7（月）からとなりますので、予めご了承ください。

3. 本会に相談なく、当事者間での示談は絶対にしないでください。

<万一、交通事故が発生した場合の留意点>

1. 負傷者がいる場合には、まず救護を行うとともに、救急、警察へ連絡をしてください。
また、負傷者が搬送された病院名、電話番号等を確認してください。
2. お互いの事故車両が自走できる場合には、二次的な事故が発生しないように速やかに車両を安全な場所に移動させてください。
3. 相手の住所、氏名、連絡先、自賠責保険（自賠責共済）・任意保険引受会社名及び連絡先を確認してください。
4. 相手車両の入庫先の修理工場名と電話番号を確認してください。
5. 事故の目撃者がいたら、念のため連絡先等を聞いてください。
6. 現場での発言は慎重にしてください。
※ 事故は、加害者に一方的に責任があるとは限りません。相手側にも責任がある場合がありますので、事故現場での発言には注意し、全額賠償等の確約等はしないようにしましょう。
7. 被害者に対する償いは、単に金銭だけでなく加害者の誠意が大切です。道義的責任として、相手に（見舞いを行うなどの）誠意を示してください。